

医師の勤務条件

2025年度版



地方独立行政法人
埼玉県立病院機構

埼玉県立病院機構について①

- 県立病院機構は、令和3年4月に埼玉県が100%出資して設立した法人です。
- 専門性を有する4つの県立病院を運営し、県民の皆様へがんや脳疾患、心疾患、救急、小児、精神等の高度専門医療、政策医療を提供しています。

循環器・呼吸器病センター



開設
年月

昭和29年1月小原療養所開設（結核療養所）
平成06年4月小原療養所を改編、小原循環器
病センター開設

病床数 **343**床 | 一般292、結核30、感染症21

職員数 **651**人

診療科数

21科

循環器内科、腎臓内科、心臓外科、血管外科、放射線診断科、放射線治療科、呼吸器内科、緩和ケア内科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、脳神経内科、リハビリテーション科、麻酔科、病理診断科、集中治療科、総合内科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科

指定等

第二種感染症指定医療機関、埼玉県急性期脳梗塞治療ネットワーク基幹病院、結核指定医療機関

令和5年度
経営状況

病床利用率

64.3%

一日当たり外来患者数

302.1人

がんセンター



開設
年月

昭和50年11月

病床数 **503**床 | 一般503

職員数 **875**人

診療科数

27科

血液内科、乳腺腫瘍内科、乳腺外科、緩和ケア科、精神腫瘍科、消化器内科、内視鏡科、消化器外科、呼吸器内科、胸部外科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、形成外科、婦人科、頭頸部外科、皮膚科、泌尿器科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線治療科、放射線診断科、病理診断科、遺伝科、総合内科、臨床検査科、心療内科

指定等

都道府県がん診療連携拠点病院、がんゲノム医療拠点病院

令和5年度
経営状況

病床利用率

72.1%

一日当たり外来患者数

916.8人

埼玉県立病院機構について②

小児医療センター



開設
年月 昭和**58**年**4**月

病床数 **316**床 | 一般316

職員数 **939**人

診療科数 **29**科

総合診療科、新生児科、代謝・内分泌科、消化器・肝臓科、腎臓科、感染免疫・アレルギー科、血液・腫瘍科、遺伝科、精神科、神経科、循環器科、放射線科、小児外科、移植外科、整形外科・リハビリテーション科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、病理診断科、小児歯科、集中治療科、救急診療科、外傷診療科、臨床検査科

指定等

小児がん拠点病院、小児救命救急センター、総合周産期母子医療センター、災害拠点病院、がんゲノム医療連携病院

令和5年度
経営状況

病床利用率 **85.7**%
一日当たり外来患者数 **587.3**人

精神医療センター



開設
年月 平成**2**年**4**月

病床数 **183**床 | 精神183

職員数 **237**人

診療科数

6科

精神科、児童・思春期精神科、内科、外科、小児科、歯科

指定等

埼玉県精神科救急医療体制整備事業常時対応施設、医療観察法指定入院・指定通院医療機関、埼玉県依存症専門医療機関、埼玉県依存症治療拠点機関

令和5年度
経営状況

病床利用率 **82.1**%
一日当たり外来患者数 **134.1**人

給与のしくみ

☆ 専門医資格を基軸とした年俸制 ☆

給与規程に基づき専門医資格※の取得状況をベースとして年俸額が決まります。

※（一社）日本専門医機構が認定する専門医資格に加え、当面の間は各学会が認定する専門医資格も評価対象となります。

★ 年俸モデル★（時間外手当は別途支給）

医長（専門領域2回更新）

約 1, 5 1 0 万円

（うち、業績年俸 約 4 5 0 万円）

医長（専門領域1回更新）

約 1, 4 6 0 万円

（うち、業績年俸 約 4 0 0 万円）



医長（専門領域取得）

1, 3 9 0 万円

（うち、業績年俸 約 3 8 0 万円）

医員（基本領域取得）

1, 1 1 0 万円

（うち、業績年俸 約 2 3 0 万円）

※専門医資格の取得状況は4月1日を基準とします。

※上記の年俸額には時間外勤務手当や通勤手当等の諸手当を含めていません。

※時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当は勤務実績に応じて別途支給します。

※業績年俸は、前年度の成績が「標準」、期間率が100/100の場合の額です。

※支給される手当については主な手当のページをご覧ください。

年俸のしくみ



☆年俸の構成☆

➤ 基本年俸 + 業績年俸

※上記のほか、科長及び統括部長には科長手当又は統括部長手当を支給します。
※時間外勤務手当（残業代）は年俸には含まれません。実績に応じて支給します。



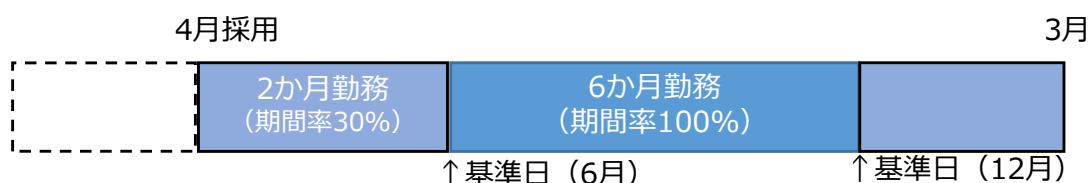
☆基本年俸とは☆

- 基本給に相当し、
年額の1/2の額を毎月支給
- 専門医資格の取得状況で額を決定

☆業績年俸とは☆

- ボーナスに相当し、
毎年6月と12月に年額の2分の1の額を支給※
- 専門医資格の取得状況及び前年度の実績評価等
により額を決定

※業績年俸（ボーナス）は、基準日（6月1日及び12月1日）に在職する方に支給します。
※それぞれの基準日前6か月の在籍期間に応じて期間率（給与規程で規定）を乗じます。
この期間内に採用された方や休職していた期間がある方など在職期間が6か月に満たない方等には満額支払われません。



主な手当

手当名	内 容
宿日直手当	・宿直又は日直勤務をした場合に支給 ・勤務1回につき、21,000円
時間外勤務手当	・正規の勤務時間外に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×125/100 など※1
休日勤務手当	・祝日等において勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100
夜間勤務手当	・正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100
特殊勤務手当	・著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事した職員に支給
通勤手当	・交通機関や自家用車等を利用して通勤する職員に支給※2 ・交通機関利用：定期券等の価格（月75,000円を上限）※3 ・自家用車：利用距離に応じた額※4（片道75kmを上限） ・新幹線その他の特急、を高速道路利用：上記手当額に特急料金、高速道路料金の2分の1の額加算（月20,000円を上限）
扶養手当	・扶養親族のある職員に支給 ・配偶者3,000円、子11,500円（特定期間※5の子は16,500円） ・医長以上には不支給
住居手当	・借家等(家賃月額16,000円を超えるもの)に居住する職員に支給 ・家賃に応じて月額最高28,000円 ・医長以上には不支給
退職手当	・3年以上勤続して退職した職員に支給 ・在職期間中の各月について、専門医資格の取得状況に応じた月額単価を高い順に120月分※6を積上げ（休職月等を除く）

※1 割増率は労働基準法に則り給与規程で規定

※2 徒歩により通勤するものと仮定した場合の通勤距離が片道2km未満の場合は支給しない

※3 定期券等の1か月あたりの価格が55,000円を超えるときは、1か月あたりの定期券等の価格と55,000円との差額の2分の1に相当する額（2万円を上限）に55,000円を加算した額

※4 利用距離に乗じる加算額の単価は総務省「小売物価統計調査」に連動して毎年変動（令和7年度単価：710円/km）

※5 満15歳に達する日以後最初の4月1日から満22歳に達する日以後最初の3月31日まで

※6 120月に満たない場合は在職月数

子育て制度

育児休業



男女問わず、**子が3歳になるまで**の間、育児休業を取得できます。

※給与は無給となりますが、育児休業給付金の制度が利用できます。

育児短時間勤務

小学校就学前の子を養育する職員は、短時間勤務をすることができます。

※以下の勤務パターンから選べます。

- ① 1日あたり3時間55分(週19時間35分)
- ② 1日あたり4時間55分(週24時間35分)
- ③ 週4日(週31時間)
- ④ 週3日(週23時間15分)
- ⑤ 週2日半(週19時間25分)

※給与は勤務時間に応じて計算します。

部分休業

小学校就学前の子を養育する職員は、部分休業を取得できます。

※1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないことができる制度です。

※勤務しない1時間につき、1時間当たりの給料を減額します。

※部分休業を取得した日が30日を超える場合は、部分休業を取得した時間を勤務期間から除算します。

その他のサポート制度

- 出産休暇（産前・産後）
- 通院休暇
- 通勤休暇
- 妊娠障害休暇
- 出生サポート休暇
- 出産補助休暇
- 男性職員育児参加休暇

- 育児休暇
- 子育て休暇
- 産後パパ育休
- 育児介護特例勤務時間
- 週単位のフレックスタイム制
- 院内保育所（がん、小児、精神）など



その他の勤務条件



項 目	内 容
身分	地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員（非公務員）
共済・互助会	地方職員共済組合、埼玉県職員互助会
職務内容	県立病院に勤務し、診療業務に従事 ・埼玉県立循環器・呼吸器病センター（熊谷市） ・埼玉県立がんセンター（伊奈町） ・埼玉県立小児医療センター（さいたま市） ・埼玉県立精神医療センター（伊奈町）
勤務時間	・週5日、週38時間45分勤務、宿日直勤務あり ・週休日：週2日 原則日曜日、土曜日 ※宿日直の有無や交替勤務は、勤務する診療科ごとに異なりますので、各病院にお問い合わせください。 ・休日：国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日まで) ・休暇：年次休暇20日（初年は採用月による）、 夏季休暇5日、リフレッシュ休暇3日 ほか
社会保険	・健康保険、厚生年金保険（地方職員共済組合） ・雇用保険 ・地方公務員災害補償制度
福利厚生	・職員宿舎 ※入居状況により、入居できない場合があります。 ・団体扱い生命保険（保険会社の指定あり） ・グループ保険 ・財形貯蓄制度（金融機関の指定あり） ・共済組合・互助会が実施する各種福利厚生制度を利用可 （人間ドック（自己負担あり）、結婚祝金等各種給付、 ベネフィット・ステーション など）

お問合せ先



職員採用への応募、各診療科での勤務について

循環器・呼吸器病センター	〒360-0197 熊谷市板井1696	事務局（人事担当） 048-536-9900（代表） k369900@saitama-pho.jp（代表）
がんセンター	〒362-0806 伊奈町小室780	事務局（人事担当） 048-722-1111（代表） n221111@saitama-pho.jp（代表）
小児医療センター	〒330-8777 さいたま市中央区 新都心1-2	事務局（人事担当） 048-601-2200（代表） scmc@saitama-pho.jp（代表）
精神医療センター	〒362-0806 伊奈町小室818-2	事務局（総務・人事担当） 048-723-1111（代表） n231111@saitama-pho.jp（代表）

勤務条件（各種制度）について

本部	〒362-0806 伊奈町小室818がん センター研究棟6階	人事労務担当 048-748-3239（直通） a5970-01@saitama-pho.jp（直通）
----	--------------------------------------	---



**皆様からのお問合せを
お待ちしております！**

※この資料は、勤務条件の概要を示したものです。詳細は各病院事務局
又は本部人事労務担当までお問い合わせください。